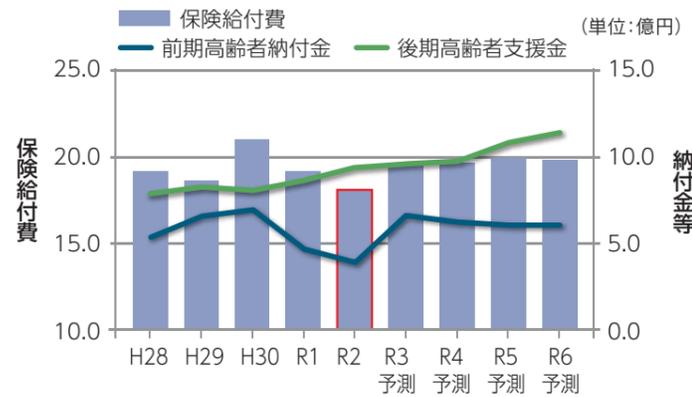


●決算基礎数値(一般保険)

被保険者数	合計	7,224人
	男	5,473人
	女	1,751人
平均標準報酬月額	平均	352,166円
	男	372,338円
	女	286,674円
一般保険料率 (調整保険料含む)	合計	9.65%
	事業主	5.79%
	被保険者	3.86%

●一般保険主要支出の推移



令和2年度

収支決算が承認されました



理事長挨拶

理事長 出口 淳一郎

組合員の皆様におかれましては、日頃の健康保険組合の運営・諸活動にご協力をいただき、感謝申し上げます。

さて、6月4日に「全世代対応型の社会保障制度を構築するための健康保険法等の一部を改正する法律」が参院本会議で可決・成立しました。これにより後期高齢者の自己負担が2割となり「2022年危機」への対応が進むこととなりますが、開始は来年以降の予定です。健康保険組合の財政好転はまだ時間が必要な状況にあります。

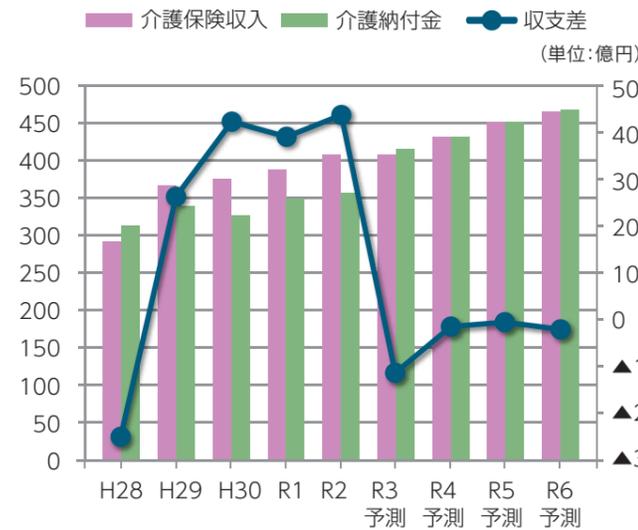
また、今回の第222回組合会では、健康保険組合の運用体制を変更することが決定されました。これは財政好転が見込まれない中、今後も継続して皆様へ効率的にサービスを提供するためのものです。

平行して健康増進への取り組み、保険給付費の適正化または増加の抑制を行うことが必要であり、効果的な保健事業への取り組みや、それらPDCAサイクルをまわすことにより目標に近づけたいと考えます。事業主との連携をより強化して進める必要があると考えますので、皆様には一層のご支援・ご協力をお願いいたします。

2. 介護保険について

介護健康保険収入は前年度よりも17百万円増加し、405百万円となりました。支出においては介護納付金が前年度より、13百万円増加し362百万円となりました。収支計は43百万円の黒字となりました。ただし、介護納付金についても、今後も増加傾向にあり、令和3年度以降は赤字になると予想しております。

●介護保険収支の推移



●決算概要表(介護保険)

一般保険科目		決算額
収入	介護保険収入	405
	収入計	405
支出	介護納付金	362
	支出計	362
収入支出差引額		43

●決算基礎数値(介護保険)

介護保険第2号被保険者たる被保険者数	合計	3,538人
平均標準報酬月額	平均	406,394円
介護保険料率	合計	1.70%
	事業主	1.02%
	被保険者	0.68%

令和2年度決算の概要

1. 一般保険について

一般健康保険収入は前年度よりも94百万円増加し、3,774百万円となりました。支出においては保険給付費が前年度より58百万円減少し、1,849百万円となりました。納付金は前年度より37百万円増加し、1,273百万円となりました。収支計は395百万円の黒字となりました。ただし、前期高齢者納付金、後期高齢者支援金については、今後も増加傾向にあり、令和4年度以降は赤字になると予想しております。

3. 組合会議員総選挙結果

令和3年4月13日に第46回総選挙を実施しました。結果28名の健康保険組合議員の皆様が選出されました。任期は3年後の令和6年4月12日までとなります。よろしくお願いいたします。

選定議員	役職	互選議員	役職
出口 淳一郎	理事長	西村 直子	理事
中西 英雄	常務理事	田中 信史	理事
近藤 智晴	監事	大森 央聖	監事
貴田 知也		柏木 強志	
梅本 信男	常務理事	長田 泰幸	理事
三好 洋喜		水戸 信也	理事
山田 康弘	理事	志田 敏博	
坂村 賢司		寺内 隆利	
古城 和也		黒澤 明	
千村 禎	常務理事	橋本 晋治	理事
川本 英幸		木谷 健治	理事
西見 裕介		菊川 明仁	
吉岡 央仁		梅田 睦隆	
奥山 貴久	常務理事	開 麻由子	

第222回組合会の様子 (オンライン会議による)



東京

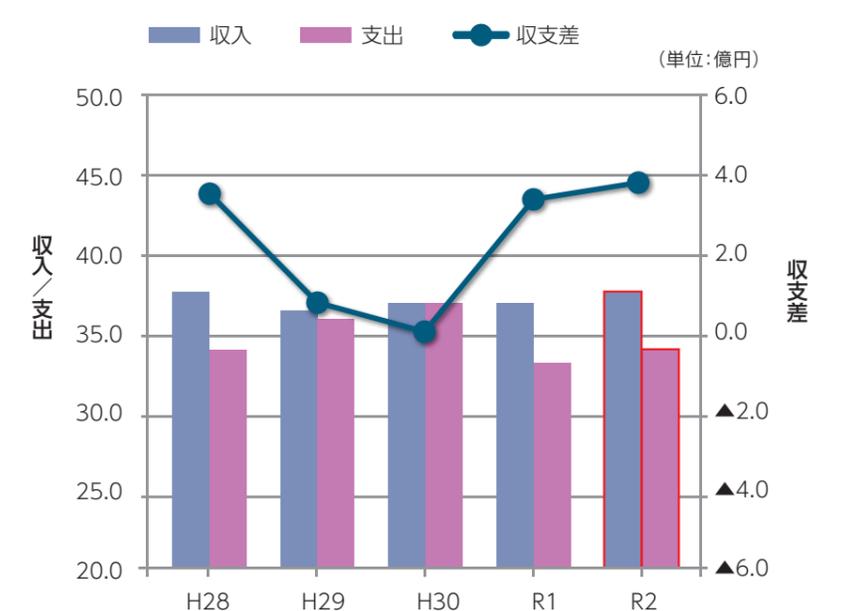


室蘭、広島、
横浜、名機

●決算概要表(一般保険)

一般保険科目		決算額
収入	一般保険料	3,774
	国庫負担金収入	1
	国庫補助金収入	0
	雑収入	5
	収入計	3,780
支出	事務費	155
	保険給付費	1,849
	納付金等	1,273
	保健事業費	105
	その他	3
支出計		3,385
収入支出差引額		395

●一般保険収支の推移



3. 健康保険証の変更について

■ 11月に健康保険証(本人・家族)が変わります

本支部制度の終了に伴い、健康保険証の一斉交換を行います。新しい健康保険証では、事業所の名称・所在地の表記を省略いたします。また国が推進しております「オンライン資格確認システム」の導入に伴い、保険証番号の右横に2桁の番号(枝番※)を追加いたします。

「オンライン資格確認システム」とは、医療機関などの端末で健康保険証またはマイナンバーカードを用いて、本人の資格情報(氏名、生年月日、性別、被保険者名、資格取得・喪失日、負担割合など)を確認するしくみです。

現在、健康保険組合から交付されている全ての証は、1世帯1番号で交付されておりますが、今回の変更により交付する全ての証に2桁の枝番が追記され1個人1番号と個別化し、資格確認の連携を進めていきます。

※番号は健康保険組合にてランダムに付与しておりますので、本人の希望で変更することはできません。

新保険証イメージ



《変更点》

- ① 枝番の追加
- ② 事業所の名称・所在地の省略
- ③ 健保組合名の変更
- ④ QRコードの追加(健保組合で使用)

オンライン資格確認のイメージ



日鋼健保のご本人ですね

マイナンバーカードをカードリーダーにかざします。保険証の場合は従来通り受付に提示します(職員が保険証記号番号を入力)。

⚠ 全ての医療機関で利用できるわけではありませんのでご注意ください。カードリーダーの導入時期は各医療機関の受付にてお尋ねください。

マイナンバーカードを取得するには?

「マイナンバーカード総合サイト」でご確認ください。
<https://www.kojinbango-card.go.jp/>

◆ (旧) 健康保険証回収のお願い ◆

新しい健康保険証は11月以降より順次配布予定です。現在お持ちの健康保険証は全て回収いたしますので、破棄はせずご家族分も合わせて必ずご返却ください。

※健康保険証の差し替えについては、健康保険組合の各窓口で別途ご案内いたします。



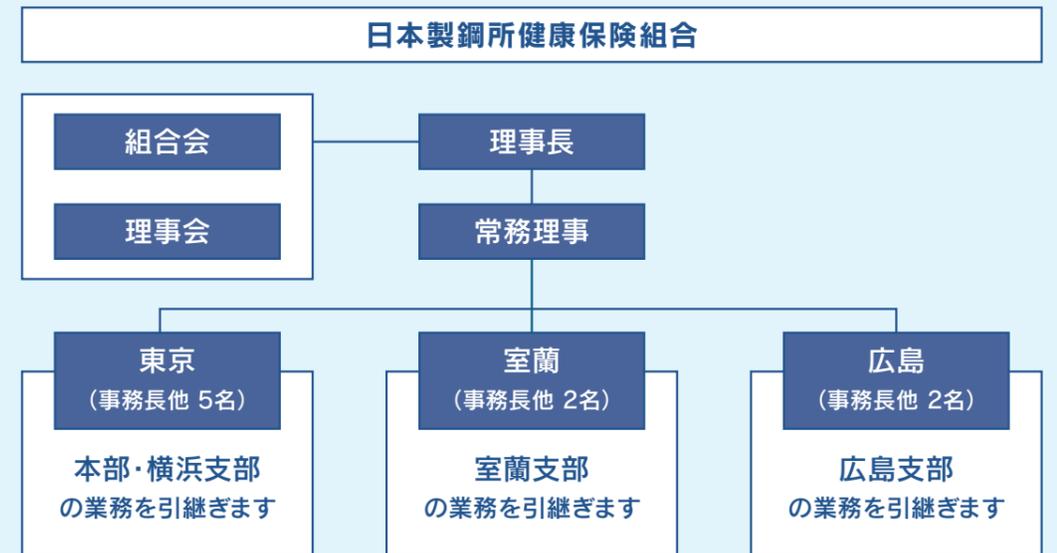
令和3年10月1日

日本製鋼所健康保険組合は、 本支部制度による運用を終了し、 新体制となります!

令和に入り理事会、組合会にて討議を重ねてきましたが、日本製鋼所健康保険組合が採用している本支部制度運用の終了が、今年7月開催の第222回組合会において正式に決定されました。これにより10月1日より組織がひとつになり、厳しい財政が予想される中でも統一した見解の下で予実管理を行うことにより、健保財政の健全化を図ることが可能になります。

1. 新体制について

- 開始日 : 令和3年10月1日
- 健保組合名 : 日本製鋼所健康保険組合
- 事務所所在地 : (東京) 東京都品川区大崎1-11-1
(室蘭) 北海道室蘭市茶津町4
(広島) 広島県広島市安芸区船越南1-6-1
※これまで通り各事務所で届出対応、被保険者証発行が可能です



横浜支部につきましては、令和3年9月30日を持ちまして、支部事務所を閉鎖する運びとなりました。横浜支部の業務は東京にて引き継ぎ、業務を行ってまいりますので、お問い合わせにつきましては、東京の事務所までお願いいたします。

2. 保健事業について

現在本部・支部にて提供している保健事業については、変更なく継続します。現在受診をしている特定健康診査、がん検診、被保険者参加型イベントについても継続いたします。各地域において発生している差異については加味しながら、継続または変更を検討いたします。詳細については、次号以降のけんぽだよりにてお知らせいたします。

もっと知って健康に!
けんぽクイズ

今回は「新型コロナウイルス感染症についてのクイズ」です。感染を防ぎ、自身や周りの人の健康を保つためにも、正しい知識を持つことはとても大切です。ぜひチャレンジしてみてください!

問1 感染した場合、太っている (BMI*30以上) だけでも重症化リスクの対象者になる? ※ BMI:国際的に用いられている体格指数

- ① ○ ② ×

問3 アルコール消毒をしていれば、石鹸での手洗いは必要ない?

- ① ○ ② ×



問5 現在日本で承認されているファイザー社、モデルナ社の新型コロナワクチンの種類は?

- ① 不活化ワクチン
② ウイルスベクターワクチン
③ mRNAワクチン

問2 コロナウイルスの「コロナ」の意味は?

- ① 太陽 ② 王冠 ③ 通貨

問4 濃厚接触者でも、PCR検査が「陰性」であれば外出しても大丈夫?

- ① ○ ② ×

問6 新型コロナワクチンを2回接種すれば、もう感染することはない?

- ① ○ ② ×



クイズの解説は健保組合HP内「けんぽクイズ」で公開します



PRESENT 健保組合HPで「けんぽクイズ」の答えをご応募いただいた方の中から抽選で、健康維持に役立つグッズをプレゼントします!

ヨガポール ストレッチ フォームローラー 抽選で **10** 名様に!



在宅トレーニングにも!

テレビを観ながらゴロゴロと動かすだけで、太ももや背中を簡単にストレッチ! 伸ばしながら押す方法で筋膜を解きほぐし、毎日の疲れや肩こり、腰痛を軽減できます。



- サイズ:約33cm×14cm
- 材質:EVA
- カラー:ブルー

応募期間 2021年9月10日(金)~10月12日(火) 23:59

応募方法 日本製鋼所健康保険組合のHPから専用応募ページにアクセスし、必要事項などを入力の上ご応募ください。

<https://jsw-kenpo.or.jp/>

トップページ → 「けんぽクイズ」



▼ 専用応募ページアクセス用パスワード

【個人情報について】 取得した個人情報は、本企画の目的にのみ利用します。

**健康保険組合へ提出する
申請書等に関する押印廃止について**

行政において、書面提出や押印等の制度・慣行の見直しを推進しているところですが、日本製鋼所健康保険組合におきましても、以下の通り押印を廃止いたします。

① 開始日：10月1日

② 廃止とする押印

被保険者の押印

- ただし、以下は引き続き押印が必要です。
- 誓約書 (被扶養者認定提出資料)
 - 口座振替依頼書

事業主の押印

- ただし、以下は引き続き押印が必要です。
- 傷病手当金請求書
 - 出産手当金請求書

医師の証明印

- ただし、以下は引き続き押印が必要です。
- 傷病手当金請求書
 - 移送費請求書
 - 出産手当金請求書
 - 領収書が無い 出産育児一時金請求書

※申請書等に(印)の記載がある場合は押印が必要です。

③ 書類様式の改定

- ・令和3年10月以降に健康保険組合ホームページに掲載予定です。
- ・当面は旧様式での提出でも押印は不要です。

法制度の変更

令和3年6月4日に「全世代対応型の社会保障制度を構築するための健康保険法等の一部を改正する法律」が可決されました。法律の主な柱とそれぞれの実施時期をまとめました。

① 後期高齢者の窓口2割負担の導入

⇒令和4年10月から令和5年3月1日の間で開始時期を決定する

② 傷病手当金の支給期間の通算化

⇒令和4年1月1日施行

③ 任意継続被保険者制度の見直し

⇒令和4年1月1日施行

④ 育児休業中の社会保険料免除要件の見直し

⇒令和4年10月1日施行

⑤ 効果的な予防・健康づくりに向けた保健事業における健診情報等の活用促進

⇒令和4年1月1日施行

詳細は厚生労働省ホームページをご参照ください。

https://www.mhlw.go.jp/stf/newpage_19463.html

関連資料はこちら



「骨盤リセット」でゆがみを解消!

私たちの体は、毎日の生活習慣の積み重ねで少しずつゆがんでいきます。骨盤は3つの骨が蝶番のような仙腸関節によってつながっており、骨盤のゆがみの一番の原因は、悪い姿勢を長く続けることです。立ち方、座り方の基本的な姿勢を見直して正しい姿勢を保ち、骨盤のゆがみを防ぎましょう。

基本の 立ち方

耳、肩、腰骨、ひざ、くるぶしが一直線上にくるように立ちます。

※正面からみたときは、左右の肩の高さが同じになっているかチェック

Point

力を入れすぎず自然に立ち、頭の状態(吊られている感じ)を意識するとあごが引け、背筋も伸ばせます。

歩くときは……

基本の立ち方から一本の線の上を歩くイメージで歩きます。歩幅を広めにとり、早歩きをすると骨盤を支える大腰筋が鍛えられ、骨盤のゆがみが起きにくく、治しやすくなります。着地はかかとから、腕をふるときは体が前傾しないように気をつけましょう。

頭上から糸で吊られているイメージ

軽くあごを引く

下腹部に少し力を入れお腹をひっこめる



基本の 座り方

背筋を伸ばして深く腰かけ、骨盤を立てるように意識します。ひざは直角に曲げ、足の裏全体が床につくように椅子の高さを調節します。正座の場合も背筋と骨盤を意識します。

Point

余分な力を抜いて骨盤を立てる(床と垂直にする)ように意識して座れば、背筋が伸びてよい姿勢になります。



整骨院・接骨院の正しいかかり方

整骨院・接骨院(柔道整復師)で健康保険を使えるのは特定の傷病に限られています

整骨院・接骨院での治療(施術)の際には健康保険が使える場合かどうか、正しい理解のもとご利用ください。

健康保険は使えません(全額自己負担となります)



- ◆ 日常生活での疲れ、肩こり、腰痛、五十肩、体調不良
- ◆ スポーツなどによる肉体疲労、筋肉痛
- ◆ 医療機関(外科、整形外科等)で同部位の治療を受けている場合
- ◆ 医師が治療すべき疾患(神経痛・リウマチ・関節炎・椎間板ヘルニア等)
- ◆ 脳疾患後遺症等の慢性病
- ◆ 症状の改善がみられない長期の施術やマッサージ代替りの利用
- ◆ 以前に負傷した部位の痛み
- ◆ 内科的要因による症状の施術 など

健康保険が使える傷病

骨折・不全骨折・脱臼

注意 応急手当などやむを得ない場合の施術に限ります。応急手当後の施術には、医師の同意が必要です。

打撲・ねん挫・挫傷(肉離れ)

注意 急性または亜急性(急性に準ずる)の外傷性による症状の施術に限ります。

